

令和6年度

第1回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和6年4月16日（火）
午後2時01分～午後3時40分
- 場 所 市役所本館12階 1202会議室
- 出席委員 齊藤委員、別府委員、市川委員、小津委員、吉崎委員

（内 容）

1 任命書の交付

- 以下の5名（50音順）を鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員に任命し、任命書を交付した。
《鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会委員》
 - ・ 一級建築士 市川 恭子 氏
 - ・ 税理士 小津 寿樹 氏
 - ・ 中京大学 経済学部 准教授 齊藤 由里恵 氏
 - ・ 株式会社三十三総研 調査部長 別府 孝文 氏
 - ・ 元市職員 吉崎 美穂 氏
- 任期は、令和6年4月16日から令和8年3月31日まで。

2 選定委員会について

（1）選定委員会の設置及び審議事項について

- 事務局から選定委員会の設置及び審議事項について、以下の説明を行った。
 - ・ 選定委員会の設置根拠
 - ・ 選定委員会の所掌
 - ・ 選定委員会の審議事項

（2）会長及び職務代理者の選出

- 会長の選出及び職務代理者の指名が行われ、次のとおりとなった。
 - ・ 会長 齊藤委員
 - ・ 職務代理者 別府委員

3 諮問

- 市長から選定委員会会長に対し、第1療育センター、第2療育センター、

及びベルホームに係る公の施設の指定管理者の候補者選定に関することについて諮問を行った。

- 事務局から指定管理者候補者の選定を行う 3 施設について説明を行った。

4 選定委員会の運営について

(1) 委員会の運営等について

- 事務局から会議等の運営について、以下の説明及び提案を行い、事務局の提案が了承された。
 - ・ 委員会の会議は、公の施設の指定管理者制度運用指針及び鈴鹿市情報公開条例第 7 条第 3 号に基づき、原則非公開とする。
 - ・ 非公開理由は、会議を公開することで、率直な意見交換が損なわれたり、審議及び調査が阻害されたりして、会議の目的が達成されないおそれがあるため。また、応募者の信用や技術等に関する情報が公開されることで、利益を害するおそれがあるため。
 - ・ 選定委員会は非公開だが、会議録は作成する。会議録は、議事内容を要約筆記し、委員の個人名は記載しない。
 - ・ 審議内容について透明性を確保するために、作成した会議録は市ウェブサイトで公開する。
 - ・ 会議録から、情報公開条例による不開示情報や応募者のノウハウ等に係るものについては除外する。
 - ・ 委員名簿は市ウェブサイトで公開する。
- 委員と指定管理者候補者の利害関係について以下のとおり説明及び確認を行い、了承された。
 - ・ 鈴鹿市公の施設に係る指定管理者選定委員会規則第 5 条により、指定管理者の選定において、「委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体と利害関係を有する場合は、その審議に加わることができない」と定められていることから、非公募により選定を行おうとする施設の申請予定団体との利害関係の有無について申出書の提出を求め、出席委員全員が非公募により選定を行おうとする全ての施設に係る審議に参加できることを確認した。

(2) 指定管理者選定スケジュールについて

- 令和 6 年度公の施設の指定管理者選定委員会開催スケジュールについて、以下の説明を行った。
 - ・ 全 3 回の開催を予定しており、各回において審議を予定している。

5 非公募による選定の妥当性及び評価基準について

- 第1療育センター、第2療育センター及びベルホームについて、当該施設を所管する障がい福祉課から施設の概要調書等の資料を基に非公募とする考え方と理由を示し、各施設について次のとおりの結果となった。

公の施設の指定管理者制度運用指針において公募によらないことができる事由のうち「エ 極めて専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」、「オ 施設設置目的の根拠となる市の政策の推進において、当該施設の管理運営を含む連携が必要である場合」及び「カ 施設利用者の処遇・援助を行う施設で、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められ、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当すると考えられることから、非公募による選定は妥当である。

評価基準についても、施設の設置目的を効率的効果的に達成することができる団体及び提案であるかどうかの適否を適切に判断できるものと確認した。

- 主な審議内容は以下のとおり。

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 前回までは指定期間が5年間だったが、今回の募集において指定期間を3年間とした理由は、公共施設を統廃合する可能性があることを踏まえてか。

(障がい福祉課)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 療育センター及びベルホームは通所型の福祉サービスを提供しているのか。

(障がい福祉課)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 指定管理者候補者は、医療的ケアを行うことができる専門職が圧倒的に多いとのことだが、具体的な職種と人数を知りたい。

(障がい福祉課)

- ・ 具体的な人数はこの場ですぐに回答できないが、機能訓練を行う理学療法士や作業療法士、保育士、子どもの言語発達を促す言語聴覚士等の人数が他の民間企業と比べて多いため手厚いサービスが提供でき

る。

(委員)

- ・ 概要調書の「管理に必要な資格」について、療育センターには専門職が多く記載されているが、ベルホームには看護師とサービス責任管理者の記載のみである。両施設とも通所型の福祉サービスを提供しているが違いはどのようなところか。

(障がい福祉課)

- ・ 療育センターは主に子どもが通所する施設で、専門職による訓練を行う方が非常に多い。また、通所が困難な場合は、居宅に訪問し、医療的ケアを行っている。
- ・ 一方ベルホームは18歳以上が通所する施設で、喀痰吸引など、特に医療的ケアが必要な方が多い。その他のサービスも提供しているが、施設管理に必要な専門職は看護師及びサービス管理責任者である。

(委員)

- ・ 療育センターとベルホームでは利用者やサービスに違いがあるが、設備環境も異なっているのか。

(障がい福祉課)

- ・ ベルホームは、利用者の個性や障がいの程度に応じて、3つの棟に分かれている。利用者は、医療的ケアが必要な方がおり、若干の補助的な機械は設備しているが、機械浴などの大掛かりな機械は導入していない。
- ・ 療育センターは、言語訓練用などのために部屋数が多い。

(委員)

- ・ 第1療育センターについて、令和3年度から令和4年度にかけて、施設利用者数は増加しているが、利用料金収入が減少し、管理経費が増加している理由は何か。

(障がい福祉課)

- ・ 利用料金収入は、通所サービスと相談支援によるものであるが、相談支援に関わる職員が異動し、処理件数が減少したことに伴い収入が減少した。令和4年度は、相談支援業務を外部の相談支援事業者に依頼していたため、利用者数には影響していないと考えている。

(委員)

- ・ ベルホームについて、指定管理業務収支が継続して赤字であり、今年度以降も同様と予想されるが、運営していけるのか。

(障がい福祉課)

- ・ 民間でできる部分は民間に任せ、セーフティーネットの役割も兼ね備えた事業所として、重度障がい者や医療的ケアが必要な方の受入れに重点を置くよう方向性を変更しているため、収入と利用者数が減少している。しかし、今後は減少傾向が落ち着き、運営が続けていけるものと想定している。

(委員)

- ・ 業務収支を黒字にするためには、利用料金の変更が必要ではないか。また、業務収支が赤字であれば、候補者は指定を受けようとするのか。

(障がい福祉課)

- ・ 現状、医療的ケアが必要で支援度が高い重度障がい者は、候補者以外の民間企業での受入れが困難であるということは、ベルホームの存在意義があることにつながる。今後の施設のあり方は検討している。

(委員)

- ・ 利用料金及び指定管理料は条例等で定められているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 利用料金については、国がサービス形態や人員体制によって金額を設定しているため、それを踏まえて、人数や日数から利用料金を計算している。指定管理料については、事業費総額から利用料金による収入分を差引きした金額を基準とし設定している。

(委員)

- ・ 業務収支に関して、ベルホームは赤字である一方で第1療育センター及び第2療育センターは黒字になっているが、指定管理料の設定は適切であるのか。社会的に人件費が上昇していることに伴い、指定管理料も増額しなければならない。また、業務の一部を外部業者に依頼できるのであれば、指定管理者の指定が候補者だけに限られるのか疑問である。

(障がい福祉課)

- ・ 専門職の配置をなくし、サービスの質を落とす場合、候補者以外の民間企業でも指定できる可能性はある。しかし、サービスの質を維持し、引き続き、現在、利用している子どもや保護者への支援を行うことができるのが、候補者の強みであると考えている。

(委員)

- ・ 施設の維持管理経費について、第1療育センター及びベルホームは、開設後、約30年が経過し老朽化しており、また、医療的ケアを行う機械は、技術の進歩により新しいものを導入する必要がある。収

入の増加が見込めない中、人件費を削減せずに施設を維持管理することはできるのか。

(障がい福祉課)

- ・療育センター及びベルホームで提供しているサービスは、民間企業でも行っていることから、各施設の管理運営方針及び目標は、利用者数を増やすことではなく、より質の高いサービスを提供し、利用者等の満足度を維持向上させていくものとしている。老朽化に伴う施設の改修は必要であるが、改修時は利用者を一時的に移動させる必要があるなど、すぐに進められない状況である。引き続き、維持管理しながらのサービスの提供は、候補者だからこそできるものと考えている。

(委員)

- ・専門職の職員は、候補者の職員か。技能士としての専属スタッフであれば人件費が高いと思うが。

(障がい福祉課)

- ・候補者の職員であり、人件費のベースアップについては対応してくれていると考えている。ただし、配置人数における正規職員の人数が多いことに関しては、適正であるかどうかを考えながら進めてもらうよう候補者に依頼している。

(委員)

- ・指定管理料について、物価変動があっても変更はなく、指定管理者の努力により管理運営していくのか。

(障がい福祉課)

- ・そのとおりである。

【審議】

(委員)

- ・非公募とする理由のうち、「カ 施設利用者の処遇・援助を行う施設で、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められ、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合」の部分については、信頼関係を築くのに数年はかかると思われ、公共施設を統廃合する可能性があることから、指定期間を3年に設定した点を考慮すると現状維持が妥当である。

(委員)

- ・「エ 極めて専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される

場合」及び「オ 施設設置目的の根拠となる市の政策の推進において、当該施設の管理運営を含む連携が必要である場合」について、高度な技術を持った専門職員は、候補者以外の民間企業にも多くいると思う。しかし、候補者は、専門職員を多く雇用していると確認したこともあり、総合的にエ及びオについても妥当である。

6 その他

- 事務局より、第2回選定委員会は、令和6年7月上旬に開催予定のため、近日中に日程調整を行う旨を連絡した。

以 上